

こども家庭センター機能を備えた支援体制の整備について

1 概要

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を目的に、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和6年4月に施行される。

改正児童福祉法及び改正母子保健法を根拠に、区市町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めるものとされ、地域における更なる支援の充実・強化を図ることが求められている。

2 こども家庭センターとは

こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と母子健康包括支援センター（母子保健）の設立意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的相談支援を行う機能を有する機関をいう。

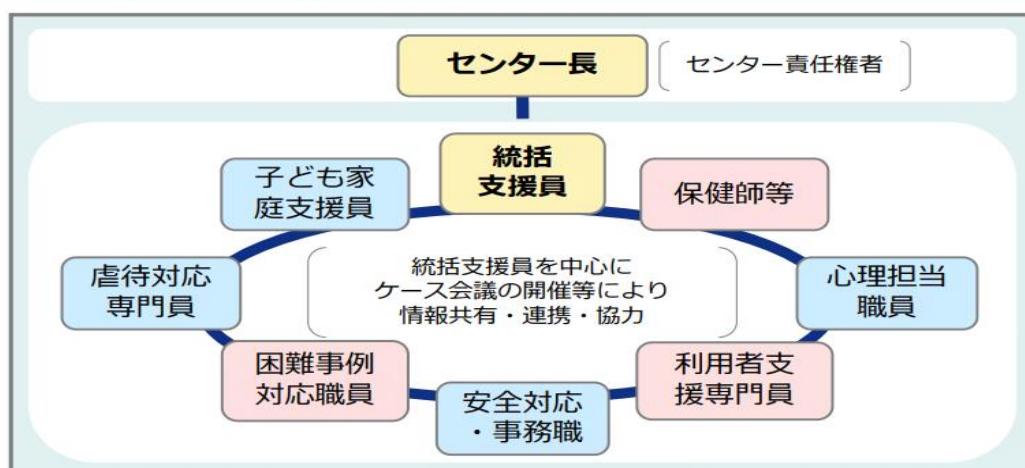
(1) 業務

- ・ 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談
- ・ 把握・情報提供・必要な調査・指導
- ・ 保健指導、健康診査
- ・ 関係機関等との総合調整
- ・ 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- ・ 地域資源の開拓

(2) 組織体制

- ・ 「こども家庭センター」又はこれに類する統一的名称を称し、必要な機能を有すること。
- ・ センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統を確立すること。
- ・ 統括支援員（児童福祉と母子保健双方について十分な知識を有する者）を配置また中心として、保健師等の専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること。
- ・ 児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合、場所が分離している場合も含め、「こども家庭センター」を設置したものとす。

【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



3 本区における検討状況

改正児童福祉法等の趣旨を踏まえ、本区においても児童や妊産婦等に対する更なる支援を図るため、「こども家庭センター」の機能を備えた体制を整備する。

なお、本区においては、これまで子ども家庭総合支援拠点は区民部子ども家庭支援センターが、母子健康包括支援センターは台東保健所保健サービス課がそれぞれ担っており、両課の相談支援機能や体制のより一体的、効率的な運用を図ることで、「こども家庭センター」とする。

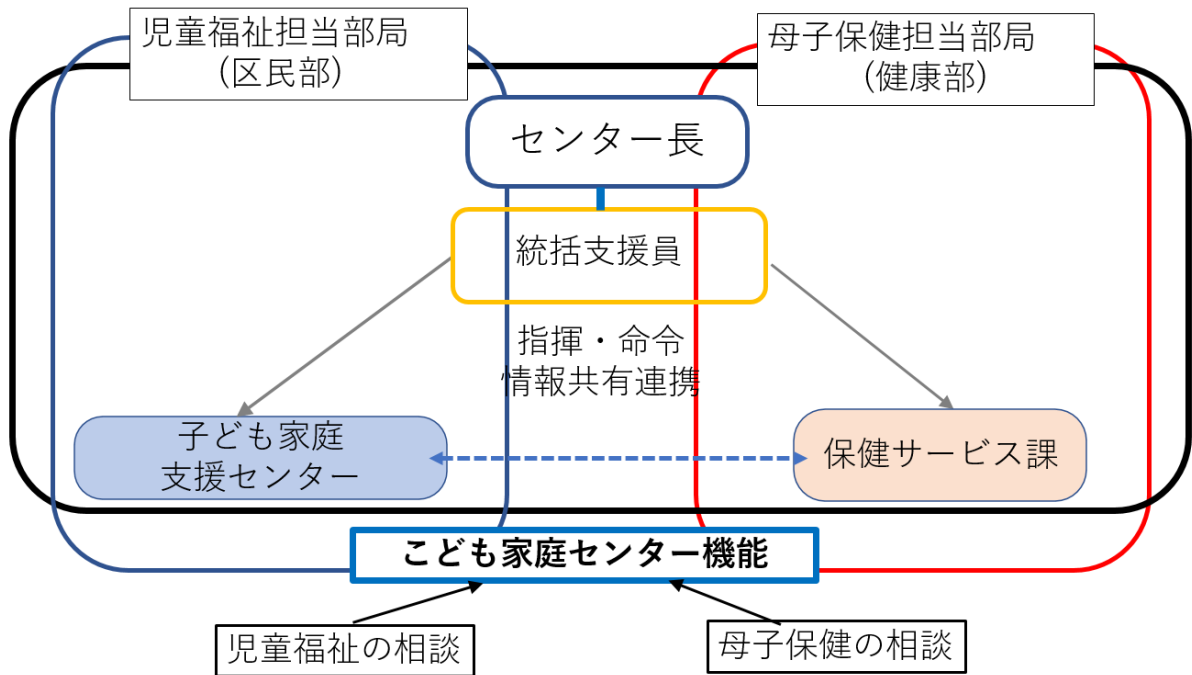
(1) 実施時期

令和6年4月1日

(2) 今後の検討課題

- ・こども家庭センター機能として新たに増加する業務の整理
- ・機能に応じた職種（保健師、社会福祉士、心理士等）等必要な人員の確保
- ・（仮称）北上野二丁目福祉施設との関係

<イメージ図>



4 今後の予定

令和6年第1回定例会 子育て・若者支援特別委員会（運用方法や取組内容）